越前における盛衰真宗高田派寺院の

原信之

松

一節 高田派の越前における盛衰

高田派の成立と十世真慧の越前教化

子、 免後、 堂を中心に「高田阿弥陀寺」(口伝鈔)と称し、 代表的な門弟は下野国高田の真仏で、その弟 祥の地こそ関東であった。親鸞の直弟の中で 鸞の小教団が各地に形成され、浄土真宗の発 国止住によって、太子堂や如来堂を中心に親 同行と呼んだが、親鸞の二十年間にわたる東 は弟子を一人も持たず、念仏の信者を同朋 田に止住して「教行信証」を著述した。親鸞 専修念仏が弾圧された親鸞は、藤井善信と俗 名に替えられて越後国府へ流罪となるが、赦 承元元年(一二〇七)興福寺の告発により 顕智・ 建保二年(二二一四)春頃、 専空と法脈を重ねるなかで、 常陸国稲 如来

専光寺は友江村に中野専照寺末の専光寺を分

に発展していった。やがて専修寺の寺号を称して高田専修寺教団

に如道 え、 三門徒派の中野専照寺が創立されると、大野 開いた。この親鸞の念仏思想が諸派に分かれ ら足羽川に下り和田に本覚寺を開創し、さら るが、三河からこのように開拓された路線に 鸞―真仏―専海―円善―如道―道性と次第す 専照寺蔵の「八高祖像」は、善導―源空―親 教の拠点が移っていたことが知られる。中野 から美濃を経て越前穴馬谷から大野盆地へ布 塚 の真仏の弟子専海のさらに弟子の遠江国佐 中に「佐塚ノ専性 が越前への布教はここが拠点となったらし 沿って越前に入った高田派の円善は、 ホノ専光寺」は親鸞の弟子下野国の高田門徒 河念仏相承日記」には高田へ参詣する人々の 特に三河には早くから教団が樹立されていた 高田派の教線は東国から東海地方に進み、 (狭束) の専性の創建と伝えるから、三河 越前への最初の布教の地となった。「オ すなはち、貞治三年(一三六四)成立の「三 (如導とも)は足羽郡大町に専修寺を 越前オホノ専光寺」が見 大野か

は後に専西寺と改称して大野地方に高田派の顕智が越前を教化したと伝えられ大野専光寺に最勝寺を分立したと伝える。高田系も三世勝寺三世専証は覚如より本尊を拝領して田野勝・三世東証は覚如より本尊を拝領して田野

勢力を扶植した。

り出 これに対抗して真慧も本格的に越前布教に乗 に越前新郷専光寺、 吉崎を中心に北陸一帯に教化を展開すると、 ものと思われる。文明三年本願寺八世蓮如が 林院を経営するが、年月日未詳の「坂本妙林 幕府との交渉の根拠地として近江国坂本に妙 には祈願所となった。また、畿内布教や朝廷 には、朝廷より専修寺門流の安堵を得、 如来寺が担当している。文明九年(一四七七) 交名」によれば、当時専修寺は延暦寺の末寺 基を下野国から伊勢の一身田に移した。そし 九世定顕が死寂すると、十世真慧は直ちに寺 院番帳写」はこの真慧時代の後期に成立した として東塔雑掌に越前風尾勝鬘寺、 て、翌寛正六年の「比叡山延暦寺三塔役者達 高田専修寺は寛正五年(一四六四) し越前各所に高田派寺院を確保した。折 横河雑掌に伊勢三日市 西塔雑堂 五. 月

状が伝来する。

1.真智の継職と応真派との対立

旨を得て、 寺住持職を安堵する後柏原天皇の綸旨が再下 柏原天皇の綸旨が下付されたため、 すると同九年十一月に真智へ高田専修寺住持 真か)并諸末寺中」宛に専修寺の譲状を下付 ちに同十年五月に応真への綸旨を棄破する綸 応真にも同十年二月に高田専修寺住持職の後 者を宣言して伊勢国の小坊主中に擁立された は一身田に入寺した。ところが、真慧の後継 職を安堵する後柏原天皇の綸旨が下され真智 れた)を付弟とし、翌九年十月に真慧が死寂 原天皇の猶子常盤井の宮真智(宮上人と称さ で、永正八年(一五一一)六月十六日、後柏 しているが、応真は僧籍を好まなかったの 応五年(一四九六)二月、真慧は「阿児丸 となり、その連れ子が後の応真となった。明 親が一揆蜂起によって戦死すると、その妻が 子を連れて真慧のもとに逃れて真慧の内室 長享元年 同十年十二月には改めて高田専修 (一四八七) 加賀国守護の富樫政 真智は直 (応

> れ¹³ の補填が背景にあったからである。 階の乱発は当時の朝廷における経済的な疲弊 させている。このような朝廷からの綸旨や位 忠綱・越前国朝倉孝景に対しても違乱を停止 堵して、下野国専修寺雑掌や下野国の宇都宮 すると、幕府も応真に高田専修寺住持職を安 少僧都」の位階を獲得してさらに宗務に関与 月に「法眼」位に、同十三年十一月には 寺に連署誓約させている。 付され紫衣の勅許も得ている。同十年十月に 本妙林院に隠棲しながら朝廷から同十一年三 (宇都宮) 孝綱・小田政治から真智に安堵さ は下野国大内庄高田専修寺も当地の国人塩谷 同十五年には六か条の法度を制定して末 しかし、応真も坂 権

専西寺・風尾の勝鬘寺・松木の専光寺・兵庫 中西寺・風尾の勝鬘寺・松木の専光寺・兵庫 東西寺・風尾の勝鬘寺・松木の専光寺・兵庫 である寺は単名または各グル―プごとに和談 下の各寺は単名または各グル―プごとに和談 下の各寺は単名または各グル―プごとに和談 で承知して専修寺の雑掌の但馬殿・尊乗坊宛 に連署請文したが、真智は越前の大野中夾の に連署請文したが、真智は越前の大野中夾の

> 時、 地の豪族長野稙藤から受け入れられた。 は真智に安堵され、伊勢に入国した真智も当 たって伊勢一身田内無量寺(専修寺)住持職 幕府は同八年六月・同十二年三月の両度にわ 文六年(一五三九)五月、応真が死寂すると、 失面目招人嘲」として応真を厳しく非難して 応真が「依為無器量也、是故於都鄙之間毎々 寺は西塔院の末寺とされ、本願寺は繁盛して 暦寺東塔院東谷彼岸所衆譲状」によれば、 その後も再燃した。大永六年九月三日付「延 支えられて、真智派と応真派の二派の対立は ど大坊主に擁立され、応真は伊勢の小坊主に の西光寺の四か寺と三河の明眼寺・満性寺な おり、宮上人真智の優位は不変であった。天 いるのに専修寺が衰微しているのは、当住持 高田専修寺は延暦寺東塔院の末寺、本願

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

しかし、応真の子尭慧もその跡を継職すると、尭慧を支持する伊勢坊主達により真智はと、尭慧を支持する伊勢坊主達により真智はと、尭慧を支持する伊勢坊主達により真智はと、尭慧を支持する伊勢坊主達により真智はと、尭慧を支持する伊勢坊主達により真智はた。真慧上人より西林坊智照に授けら寄遇した。真慧上人より西林坊智照に授けられた「浄土真宗三国伝来系図」は、永正七年れた「浄土真宗三国伝来系図」は、永正七年れた「浄土真宗三国伝来系図」は、永正七年

当国 ともなった。 専修寺を建立して、 名内の田地が真智に寄進され、朝倉義景も「於 護を受け、 前に移った真智は朝倉孝景(宗淳)からも保 寺に襲蔵されているから、 庫郷の名主国永吉勝から郷内の成清名・光貞 らも厚く信頼されていたことが知られる。 二月廿八日に真智上人へ伝来され、 めると、 一寺有御建立度之由候間、 永禄元年(一五五八)七月には兵 真智は坂井郡北部の熊坂に越前 加賀一向一揆に対する楯 西林坊は両上人か 屋敷一所令寄 大味法雲 越

朝倉訴訟

> 定と小泉長利の二人に加えて奏者の岸彦兵衛 吉文の三人であった。一乗谷に在谷して伊勢 方の実務に当たったのは専修寺雑掌の治慶と 箕手(後に赤坂へ移る)の法光寺であった。本 寺の坊官に報告した永禄三年九月八日の「治 慶書状」によると、前日の七日に前波景定宅 に三人が寄り合い披露の調儀について談合 し、次のような正式な申状(訴訟)の提出が 求められた。

従京都御屋形様汽御申候当国末寺之事、

岸彦兵衛尉殿 小泉藤左衛門尉殿 前波藤右衛門尉殿

事候、さ様候者なかひき可申御事候を、何と儀計にて、当国之公事相はて候事無御分別御訟が始まったが、先の「治慶書状」にも「京この提訴内容をしたためた訴状に従って訴

事候」と述べているように、京都での訴訟とは異なり越前一乗谷での訴訟は実に面倒で長は異なり越前一乗谷での訴訟は実に面倒で長の安易な考えに対して強い不満を示している。そして、当国での慣習では礼銭を支払わる。そして、当国での慣習では礼銭を支払わなければ公事は長引くためと称して、越前国なければ公事は長引くためと称して、越前国なければ公事は長引くためと称して、越前国なければ公事は長引くためと称して、越前国なければ公事は長引くためと称して、越前国で長期である。

事訴訟は一頓挫し、 持し協力していた反本願寺派の高田派寺院は 峙していた朝倉方にしてみれば、朝倉方を支 専修寺尭慧も訴訟の決着を見ずして、その年 書を無効とする棄破の綸旨奉書を再度取得す 殿中では専らの取沙汰となって大笑いになっ 越前派であれ伊勢派であれ同様であり、両者 たが、結果は有利には展開しなかったらしい。 の幕府を動かして朝倉方への働きかけを試み の末に失意のうちに上洛してしまった。そし る。このような事態の中で朝倉方における公 るように京方へ働きかけてほしいと述べてい いたからであろう。このため伊勢方の治慶 たというのである。当時の朝廷や幕府は金品 当時、 献上いかんによって綸旨奉書が乱発されて 将軍足利義輝や慶寿院(足利義輝母)ら 越前専修寺真智上人へ下付された綸旨奉 本願寺派の加賀一向一揆と厳しく対 越前に下向していた伊勢

天正元年(一五七三)朝倉義景が滅亡し、利義輝により再び真智に安堵された。

谷における伊勢方の訴訟が落着しないまま、

の反目には無関心であったからである。一乗

高田専修寺住持職は永禄四年・五年に将軍足

の朱印状に任せてこれを保護し、 二年越前に一向一揆が蜂起すると信長の越前 に対しては厳しく探索している。 から安堵されており、 れ、折立村称名寺から分寺した本願寺派の橋ែ 寺ら三か寺の門徒に転派したことから安堵さ か村が本願寺門徒から高田派の称名寺・聖徳 野郡の領主金森長近も芦見谷の皿谷村以下七 の対抗のため武具の使用を許可している。大 別として「兵具嗜御忠節肝要」と一向一揆へ 権現堂・案円」を指定し、大坂本願寺とは格 川·簾尾·女谷·滝村·宮谷·柿原·新郷 には高田門家として「熊坂・篠岡・田中・横 した。越前北郡を預けられた柴田勝家も信長 中に対し門徒の還住を命じ禁制を発して保護 修寺等八人に対し信長出馬の際には忠節を尽 再攻勢が始まった。翌二年七月廿日、 立真宗寺も高田派に転派したことで柴田勝家 長の朱印状に任せて高田専修寺と熊坂下方惣 に越前一向一揆を平定すると、前年の織田信 前方・伊勢方の区別はなかった。翌三年八月 くすようにと檄を発しているが、 旦、 越前は織田信長の制圧下に入るが、 一方、 本願寺末寺門徒 専修寺の越 同四年三月 高田専 꽉.

注記

(1) [三河念仏相承日記] (「専修寺文書」『真宗史料集成

第一卷

- 城下に東派の最勝寺、大野郡据村に最勝寺(西派)を分立させ、近世初頭に本願寺の分派により大野(2)田野の最勝寺は美濃国郡上八幡に最勝寺(西派)
- (3)「専修寺文書」(『県史』資2)

を分寺した。

- 土御門天皇綸旨」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第(4)文明九年六月九日付・同十年三月十二日付「後
- (5)「専修寺文書」(『県史』資2)

四巻

- (6)「称名寺文書」(『県史』資7)
- (7) 『専修寺史要』(高田専修寺編)
- 寺文書」『県史』資5)
 寺文書」『県史』資5)
- 「県史」資5)
 「県史」資5)
- (10) 永正九年十一月二十四日付「後柏原天皇綸旨」

(「法雲寺文書」『県史』 資5

- (11) 永正十年二月二十三日付「後柏原天皇綸旨」(「専
- (12) (永正十年) 五月十三日付「勧修寺尚顕書状」(「法

修寺文書」『真宗史料集成』第四巻

雲寺文書」『県史』資5)

- (1)永正十年十二月二十六日付「後柏原天皇綸旨_ (「法雲寺文書」『県史』資5)
- (11)永正十一年十月十四日付明眼寺·勝鬘寺宛 十二年)二月一日付「小田政治書状」(「法雲寺文書 『県史』 資5 谷孝綱寄進状」·香林坊宛「塩谷孝綱書状」·(永正 塩
- (15) 永正十五年七月二十三日付「高田専修寺越前 国末寺連署法度」(「専修寺文書」『県史』資2)
- (16) 永正十一年三月五日付「後柏原天皇口宣案」(「専 修寺文書」『真宗史料集成』第四巻

(17)永正十三年十一月三日付「後柏原天皇口宣案_

(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四巻)

- (18) 永正十七年九月十七日付下野国専修寺雑掌宛 府奉行人連署奉書」(「法雲寺文書」『県史』資5) 寺文書」『真宗史料集成』第四卷·朝倉孝景宛「室町幕 宇都宮忠綱宛「室町幕府奉行人連署奉書」(「専修
- 〔19〕大永二年八月日付「真智請文」(「専修寺文書」 『県 修寺文書」『真宗史料集成』第四巻 史』資2)・大永三年十一月十日付「某書状」(「専
- 〔20〕(大永二年)三月十三日付「松樹院恵如等連署 寺明真連署請文」・同年八月九日付「勝鬘寺明真 書状」・同年六月十九日付「阿弥陀寺真証・勝鬘 等連署請文」:「勝鬘寺明真請文」・同年八月十七

徳寺真西等連署請文」(「専修寺文書」 『県史』 資2) 付 日付「専西寺了誓請文案」・同五年五月二十六日 「松樹院恵如等連署請文」・同年六月七日付「聖

- (21) 「法雲寺文書」(『県史』資5)
- (22) 天文八年六月十三日·同十二年三月五日付 (23)天文十年九月十八日付無量寺宛「長野稙藤書状」 野藤九郎「長野稙藤書状」(「伊吹長兵衛家文書」『県 (「法雲寺文書」『県史』5)・年未詳十月廿九日付細 町幕府奉行人連署奉書」(「法雲寺文書」『県史』資5) 室
- (24) 『専修寺史要』(高田専修寺編)

史』資6

25 新郷静治家蔵『朝倉始末記』

38

天正二年七月二十日付「織田信長黒印状」・同

- (27)永禄元年(一五五八)七月九日付「国永吉勝寄 (26) 年未詳三月三日付・九月七日付明眼寺宛「朝 進状(成清名内田地)」・同日付「国永吉勝寄進状 倉孝景(宗淳)書状」(「法雲寺文書」『県史』資5) (光
- (28) 年未詳九月十六日付「朝倉義景寄進状」(「法雲 寺文書」『県史』資5

貞名内田地)」(「法雲寺文書」『県史』資5]

- 30 (29)永禄三年二月廿七日「正親町天皇口宣案」(「専 修寺文書」『真宗史料集成』第四卷 永禄三年六月十二日付「室町幕府奉行人連署
- (31)永禄三年七月廿日付「狛修理亮書状」(「法雲寺

奉書」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四巻

文書』『県史』資5)

- 32 「専修寺文書」(『県史』資2)
- 33 「高田専修寺雑掌書状案」(「専修寺文書」『県史』
- (35) (永禄三年) 十月二十日付 「勝鬘寺明秀連署書状」 (3)「高田専修寺雑掌書状案」(「専修寺文書」『県史』 資2)
- 36 「専修寺文書」(『県史』資2)

(「専修寺文書」『県史』資2)

- 37 利義輝御内書」(「法雲寺文書」『県史』資5 (永禄四) 九月二日付・(永禄五) 二月十一日 一足
- (39) 天正三年八月二十五日付熊坂下方惣中宛 屋長行判物」・天正三年九月付高田門徒境内熊坂 日付「羽柴秀吉書状」(「法雲寺文書」『県史』資5)
- (40) 天正三年十月十二日付「柴田勝家書状」・同四 修寺宛「菅屋長行書状」(「法雲寺文書」『県史』資5) 郷 「織田信長禁制」・(天正三)九月五日付高田専
- (41)天正四年三月十一日付「柴田勝家判物」(「法雲 寺文書」『県史』資5

史』 資5

年二月十七日付「柴田勝家定書」(「法雲寺文書」『県

(42) 天正四年五月二十二日付「柴田勝家書状」・同 年五月二十三日付「佐久間盛政書状」(「法雲寺文書」

等連署文」(「称名寺文書」『県史』資5)

未詳七月廿五日付「中村宗教書状」(「称名寺文書」『県(糾)天正五年七月廿九日付「柴田勝家安堵状」・年

史』資5

その後の越前における高田派寺院の一部の一越前専修寺の破却と

越前における内部攪乱を図っているが、宛所 可有御忠節之由」との黒印状や書状を送って 信長の禁制が発給された。 が完了すると「熊坂下方惣中」に対して還住 越前の高田派諸寺院に対してであった。平定 **倉孫三郎等数人に対し「其国信長出馬之刻** 月二十日、 り朝倉義景が滅ぼされるが、翌年二月に越前 **揆平定の軍勢を派兵するに先立ち同二年七** 向一揆が蜂起すると、 天正元年 「高田専修寺」とは越前方も伊勢方もなく 真智・真空の死寂と越前専修寺の破却 「高田門徒境内熊坂郷」に対しては 信長と羽柴秀吉は高田専修寺・朝 (一五七三)八月、織田信長によ 同三年八月に信長が 北庄城主となった

> 修寺門家を安堵している。 「は、特に同四年三月には「熊坂・篠厚く保護し、特に同四年三月には「熊坂・篠厚く保護し、特に同四年三月には「熊坂・篠原の家臣柴田勝家も定書や書状を発給して

して、 あり、 おける高田派の両派の対立にも大きな影響を 屈服されて一向 出て紀伊国鷺森に退去し、 害となっていた。 主顕如の存在は信長の全国平定には大きな障 力を誇り、大坂石山に法城を構えた本願寺法 領国支配にも致命的な打撃を与えたものの、 となった石山本願寺も、 日勅命による和議が成立して、 いまだ全国に多くの門徒を有して隠然たる勢 八月の越前一向一揆の平定後は加賀の本願寺 寺と伊勢専修寺との対立は実に迷惑なことで 方であり協力者であった。従って、越前専修 信長や柴田勝家も同じ一向宗でも高田派は味 方、 向 織田信長による全国統一事業の障害 特に越前においては両者は同一とみな その対立には関与しなかったらしい。 一揆の反抗に悩まされてきた朝倉氏も しかし、 揆の脅威が去ると、 天正三年 (一五七五) 本願寺が政治的に 天正八年閏三月五 顕如が大坂を 越前に

及ぼした。

左衛門尉・堀兵庫助をして越前四か寺の伊勢 に任せて同年九月に家臣の堀監物丞・ 両派の抗争は迷惑であり、 が、特に本願寺門徒であった堀秀政は、 亡した後、丹羽氏・堀氏が北庄城主となった 属するように迫った。越前では柴田勝家が滅 鬘寺·松木専光寺・兵庫西光寺に伊勢方へ帰 立していた越前四か寺の大野専西寺・風尾勝 れ、 には羽柴秀吉からも同様な安堵状が発給さ 田専修寺住持職を獲得し、同年七月二十五日 年七月十三日付「正親町天皇綸旨」により高 系統が絶えたのを好機として尭真が天正十三 柴秀吉が覇権を掌握すると、伊勢方も真智 と真智の血脈は絶えた。大坂本願寺と対抗 真空も翌十四年五月八日四十七歳で死没する 八十二歳の高齢で死寂し、その跡を継職した と住持職の譲状を渡して同十三年七月四日 年 た織田・柴田支配も終わり、天正十一年に羽 た越前専修寺住持の真智(喜雲院) このような政局の変化の中で、老齢に達し (一五七九) 十月に一子の真空に法儀伝授 綸旨や朱印状を楯にして直ちに真智を擁 主君秀吉の朱印状 が天正七 柴田

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

方への帰属を厳しく命じた。

再度、 門尉も専西寺が拒否した場合は専西寺明屋敷 参する旨の請文を提出しているが、その後、 臣柴田源左衛門尉安定は熊坂の明屋敷となっ 伊勢方への帰参を命じ、その家臣の林伝右衛 真に高田専修寺住持職が安堵され、同十七年 を通して伊勢方へ報告している。天正十五年 尾の勝鬘寺も慮外な仕立てで拒否されて堀氏 容易に承知せず過半は他寺へ転宗派した。風 方の慈智院へ帰参を約し、同十九年六月にも 年十二月、住持の留守中に門徒惣代達が伊勢 た越前専修寺を伊勢方へ渡すべく準備もして の引き渡しを約している。また、堀秀政の家 大野領主の青木一矩は大野専西寺・同門徒の には尭真自ら越前へ下向して教化を行うと、 六月に践祚した「後陽成天皇綸旨」により尭 の奏者戸田吉次も面目を失ったことを仙福寺 金津町)に移転していた兵庫西光寺も門徒が 寺はこれを拒否したらしい。 一方、田中村 (旧 の命に容易には服さず、専西寺では天正十三 た18 かし、越前四か寺と門徒らは必ずしもこ 伊勢方への帰参を約しているが、専西 同年十二月には専光寺光如が高田へ帰

末寺諸道場の一切の諸役を免除している。川秀秋も高田専修寺尭真に対し越前におけるれている。慶長五年九月には北庄城主の小早れでいる。

専修寺の破却二、越前専修寺の再興と寛永の敗訴による

はなかった。 であり秀吉としては両者の区別は未だ明確で 修寺言上状案」で越前専修寺の正統性を主張 出た。天正十八年(一五九〇)には「越前専 状を獲得すべく小田原出陣中の秀吉にも願い の後継者を主張し奔走して、豊臣秀吉の朱印 親鸞の形見の真影を越前へ移し、真智・専空 高田の専修寺看坊であったと云われる真能は 服しなかった。この間隙を縫うように下野国 門徒の伊勢方への帰参を命じたが容易には帰 坂専修寺屋敷を没収するとともに、 は越前専修寺ではなく「下野国内高田専修寺 して「豊臣秀吉禁制」を得ている。 真智・専空の死没により、 伊勢専修寺は熊 但し宛所 諸末寺や

川家康が覇権を確立すると、越前六十八万石慶長五年(一六〇〇)の関ケ原合戦後、徳

家へもよしみを通じた。慶長期より元和二年

判物・家康判物の除地を証拠にして松平忠直 秀にも官位叙任を受けさせており、 参を強制されながらも拒絶した寺もあった。 ており、 の家臣の知行地と混同されないように申立て の木専光寺内門前之儀」について綸旨・秀吉 楽寺・仙福寺・円楽坊・松樹院の六か寺は「松 慶長十三年三月、伊勢専修寺末寺本流院・常 修寺へ帰参するようになったらしい。 された除地であろう。また、一旦は伊勢方へ 敷書付」も、同時に畠中専修寺領として寄進 西光寺・大野専西寺・風尾勝鬘寺」の「寺屋 北庄立屋 と考えられる。法雲寺に伝来する「くま坂 寺を再興した。風尾の勝鬘寺の勧誘もあった 除地として寄進され、隣村の畠中に越前専修 代松平忠直から丹生郡謡谷において十二石を は結城秀康に与えられたが、 専修寺住持職を安堵された尭真は、 十六年十一月「後水尾天皇綸旨」により高田 帰参した真智上人方の末寺門徒も再び畠中専 これに危機感を抱いた伊勢専修寺は慶長 伊勢方の聖徳寺の如く越前方への帰 (仙福寺)・しんかう松木」や「田中 真能・真教は二 徳川将軍

とって実に不都合であった。 高田派が両派に分かれていることは幕府に 末関係を固定しようとしていたから、一向宗 末関係を固定しようとしていたから、一向宗

寺は伊勢方へ帰参しなかった。新郷の専光寺 屋敷地は慶安三年 (一六五〇) 以降大野領主 鬘寺を離れた。大野専西寺も寺地を没収され することとなったが、勝鬘寺門徒の殆どが勝 伊勢方へ帰参した風尾勝鬘寺に預けられ管理 され改帳を伊勢専修寺へ報告されて、跡地は 周辺七か村の惣代と郡奉行により詳細に調査 中専修寺は建物・境内屋敷地共に畠中村など 越前専修寺の敗訴に終わった。この結果、畠 松平但馬守から伊勢方へ渡されたたが、 れると幕府の裁決は越前方には不利となり、 江戸の寺社奉行所において両者の対決が行わ 言上し主張したが、翌十一年閏七月二十日に は松平忠昌に対し越前専修寺の正統性を逐一 ・七年十二月専光寺光如は伊勢方に帰参した 熊坂の越前専修寺が廃寺となると、 寛永十年十月、西光寺・大野専福寺の両寺 その後、 廃寺となった。熊坂に近い田中 天正 専西

> 参しなかった。 参しなかった。 参しなかった。

三.越前専修寺の破却と末寺門徒の動揺

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

る。

ら市金津町) も浄土宗に流れた。 徒の殆どは伊勢方へは帰参せず、多くの門徒 寺・新郷専光寺の四か寺は専西寺を除いて門 修寺方の兵庫西光寺・大野専西寺・風尾勝鬘 て高田派門徒の浄土宗転派を図った。 展し、この前後から松平光通は運正寺に命じ 揺して他宗への転宗転派の活動が激しくなっ 訴が決定すると、越前専修寺派の門徒達は動 ると、越前松平家と伊勢藤堂家との対立に発 た。このように、 寛永十一年(一六三四)に越前専修寺の敗 から隣村の中川村へ移転してい 越前方の敗訴が明らかとな 熊坂に近い田中村 越前専 (あわ

この時に浄土宗へ転宗した門徒と考えられて、兵庫西光寺は寛永五年(一六二)西光寺を分立させるが、明治五年(一八七二)の門徒調査書によれば、兵庫西光寺の地盤であった上・下兵庫村と井向村(坂井市春江町)をは三国西光寺門徒が五四軒を占め、恐らくでは三国西光寺門徒が五四軒を占め、恐らくの時に浄土宗へ転宗した門徒と考えられた兵庫西光寺は寛永五年(一六二八)に運正た兵庫西光寺は寛永五年(一六二八)に運正

圓成院 いる。 福寺・かさを勝鬘寺・こはた勝林寺・あらい ており、 状で門徒の離檀を伊勢一身田専修寺方へ報じ 井市三国町) をして欣浄寺 寺末寺)、白浜浦 井郡前谷村(あわら市金津町)に松龍寺 海寺を、 (一六五一) には三国新保浦に本誉を開祖に円 井郡清永村(坂井市坂江町)に森厳山空土寺 に演誉一丸を開祖として遐代寺を、 寛永七年には坂井郡平山村(坂井市三国 更に、 慶安三年九月、平山円光寺は梶浦 (運正寺末寺)を創立させ、 承応元年 (一六五二) には単誉が坂 この事態に危機感を抱いた「福居仙 浄土宗に流れた門徒を母体として、 市右衛門・ (西光寺旧末寺)を創立させて (福井市)に西光寺二代英誉 平山藤左衛門の連署 慶安四年 同じく坂 (運正 町

門徒は一一軒、 門徒調査書では、平山村五九軒のうち円光寺 光寺」が見える。 を建立したものであろう。『越前国名蹟考』 ちの伊勢方へ残った門徒は上兵庫村に勝光寺 は「兵庫称光寺弟子一八歳 寺出家衆帳」の寛永十六年七月二十七日条に 三国町) 檀しようとも他宗派への転派は阻止して近隣 常円坊・ の上兵庫新宮村の項にも「一向宗高田派 しまった兵庫西光寺の残りの高田派門徒のう 治十五年円光寺は平山村を去り梶浦 宗遐代寺門徒へ帰参したものと思われる。明 あるから、 を阻止できなかったらしく、先の明治五年の に申し合わせているが、 友兼専福寺」らは、 同派の高田派寺院への帰参を奨励するよう 多くの門徒が浄土宗や他派へ転宗派して へ寺基を移している。また、「専修 法光寺·味美聖徳寺· 寛永期に円光寺門徒の多くは浄土 浄土宗遐代寺門徒は三七軒と たとえ門徒が円光寺を離 結果は円光寺の離檀 大弐」とあるか 折立称名寺 (坂井市 称

帰参し、福井藩からも強く帰参を働きかけた浄土宗へ転宗したが、大部分は東本願寺派へこのように、越前専修寺派の門徒の一部は

身田

へ参れとの御事、

めいわく仕候、

今生浅間敷木こり・炭やき共にて御座候へは、偏に来世の快楽を請度存、朝夕い痛)ひつはくの中からも、うき世のくつう(苦をみ仕る中からも、うき世のくつう(苦をみ仕る中からも、うき世のくつう(苦い)がいる

源寺 仰明寺 行寺 門徒の詳細な窮状と同時に、 であった。東本願寺家老の横田河内守に対し 秘められている。これら百姓門徒の帰参を受 紙を交わしていた門徒の悲痛な叫びが文中に すでに伊勢方への帰参は拒否するとの起請誓 と述べており、 称念寺 (福居)・唯称寺 (三国)・広善寺 け入れたのは西方領の東本願寺派十か寺、 (羽坂)・浄光寺 (福居)・欽仰寺 (後に円覚寺と改称、福居)・ (和田)・常称寺 宮上人(真智)の門弟として、 (石橋)・浄明寺 (風巻)・ (糸生の浄勝寺か)・徳 東派への帰参が (杉谷) 明

> している。 (st) は対藩からも許容されて落着したことを報告

の動向 畠中専修寺の両度の破却と末寺・門徒

四

田は、 二年(一六五九)秋の越前国の宗旨改めでは「真 専誉の両名は近江国大溝藩の分部若狭守嘉高 同年三月落着して宮方法性寺は廃寺、 再度提訴した。評定所において審議した結果 図ったと考えられる。これを知った伊勢一身 行い、伊勢方とは別派の無本寺として独立を 教活動を黙視していたらしい。そして、 奉行と福井藩主松平光通の家老に許容の無 再び寺社奉行安藤右京・松平出雲守に越前に 赤坂村興正寺・御簾尾村東光寺・篠岡村専照 教高田宮方法性寺」として門徒の宗旨改めを は返書がなかった。福井藩としては専誉の宗 ように御書で申し入れたが、福井藩家老から おいて寺地を願い出た。伊勢方は江戸の寺社 わらず、真教の子専誉は明暦二年(一六五六) 遠流となり、 一旦は畠中専修寺が廃寺となったにもかか 寛文三年(一六六三)江戸寺社奉行 真教の末寺の坪谷村法円寺

(望) 末を争ってきた越前専修寺事件は一応落着し 末を争ってきた越前専修寺事件は一応落着し

たが、 門徒は世野瀬村(畑山村の枝村)に古跡の道 寺基を移した。西雲寺も正徳四年(一七一四 は貞享三年(一六八六)に大味浦 場を造立して仏光寺派を離れ、東本願寺派へ 寺院の触頭になると、寛文十一年、誓広院と このような経緯によるものであった。 人絵像 立と室町期のものと思われる絹本著色親鸞聖 寺真慧譲状を始めとする越前専修寺関係文書 院家に昇進し御坊地となった。なお、法雲寺 帰参し法雲寺の寺号を得た。その後、法雲寺 周村に西雲寺を創建して越前国内の仏光寺派 道場へ避難して門徒と共に仏光寺派に転派し 室の誓広院は法宝物や古文書を擁して向山の 寛文三年に真教・専誉の遠流後、 重要文化財の尊号真像銘文、南北朝期成 明応五年 (一四九六) 二月四日付の専修 寛文六年に仏光寺が文栄を派遣して武 (県指定文化財)などが伝来するのは、 (越廼村) に 真教の後

寺のみは最後まで越前専修寺を離れなかった越前専修寺を支えた四か寺のうち大野専西

に転派し、 年(一八二九)五月、西本願寺派に転派を企 谷に移り仏光寺と改め、 たのに始まり、 り正中元年(一三二四)山科に興正寺を建て 寺派へ転じたのは、 以上の如く、法雲寺を始め、当初は真宗仏光 派へ転じた。御簾尾村東光寺は廃寺となった。 図したが果たさず、その後、 栄寺と改号して仏光寺派に転派し、文化十二 には西本願寺派へ転じた。坪谷村法円寺も法 寺と改号して仏光寺派に転派したと思われ 立された。この他、真教の末寺も、篠岡村 参褒美として四段の袈裟を免許され、 派して大野から今井村に寺基を移した専西寺 文三年の真教・専誉遠流後は、仏光寺派に転 室、 寺古系図」によれば、 のは真教との姻戚関係からであった。「法雲 元禄四年に東本願寺派、享保二年(一七一七) 金津町)専照寺は称運寺と改号して仏光寺派 元禄八年(一六九五)に門徒の懇志により建 の寺号も西応寺と改号した。同十二年には帰 専誉の妹も専西寺信慶の室であった。寛 赤坂村 元徳二年 仏光寺が空性房了源によ (旧越廼村) 興正寺も光照 真教の末妹は専西寺の 高田系の一分派とし (一三元) 真宗横越証誠寺 京都渋 御堂は 间

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

で成長したからでもあった。なお、「あらいて成長したからでもあった。なお、「あらいて成長したからでもあった。なお、「あらいで成長したからでもあった。なお、「あらい

専修寺本末騒動決着後の越前高田派の

五.

る。 ともに、 の東西両本願寺の分立による末寺の流動性と 本末帳提出が遅滞した要因としては、 派を中心に進展したのに対し、一向宗諸派の 作成提出は不備に終わったものと考えられ の本末帳のみが伝来しないことから、その 年提出された。しかし、官庫には一向宗諸 府は諸宗に対して寺院本末帳の作成を命じ翌 制策の一環として寛永九年(一六三二)に幕 係を固定するとともに、幕府の重要な仏教統 院法度の発布と平行して、諸宗諸派の本末関 て次々と寺院法度を発するが、このような寺 (一六一六) にかけて、有力寺院や各宗に対し すでに述べたように、 以上の如く、寺法や本末改が旧仏教諸宗 高田派における伊勢・越前両専修寺 慶長期より元和二年

松原

は、 向宗派) 特に新地寺社建立の停止に関する一条を設け されたらしい。天和三年、 井藩における「寺院台帳」はこれ以後に作成 が最初であったこともこれを裏付ける。 あ 間 たのもこのためであろう。但し、同一宗派(二 派へ転派する寺院が続出する事態となり、福 (一六六五) に発布された各宗共通の諸宗法度 (一六八三) の東派の百か寺騒動で東派より西 ろう。 この本末争いなどが影響したことは明らかで その後も転派は止まず、また、天和三年 専修寺の本末争いが決着した寛文五年 内の転派は自由であった。 一向宗にも適用されたものとして 武家諸法度の中に しか

東修寺本末騒動決着後の越前高田派寺院は、本山専修寺一○世真慧の甥本流院真孝がは、本山専修寺一○世真慧の甥本流院真孝がは、本山専修寺一○世真慧の甥本流院真孝が格として高田派の触頭となり、次いで老分午寺・袈裟御免の廿一ケ寺・一代二ケ寺・衣座三ケ寺・袈裟御免の廿一ケ寺の座配寺格が決められた。老分十二ケ寺とは、本来より伊勢方られた。老分十二ケ寺とは、本来より伊勢方られた。老分十二ケ寺とは、本来より伊勢方られた。老分十二ケ寺とは、本来より伊勢方られた。老分十二ケ寺とは、本来より伊勢方の大が寺に、越前方であった新は、本山専修寺・大田であった新り、大田である。

寺格によるものであった。 寺格によるものであった。 寺格によるものであった。

注記

- (1) 天正二年七月二十日付「菅屋長行判物」(法) 天正三年八月二十五日付「菅屋長行判物」(法) 天正三年八月二十五日付「菅屋長行判物」(法) (法) 天正二年七月二十日付「織田信長黒印状」・同
- 「原史」資5) (3)天正三年九月日付「織田信長禁制」(「法雲寺文書」
- 史』資5) 五月二十二日付「柴田勝家書状」(「法雲寺文書」『県五月二十二日付「柴田勝家書状」(「法雲寺文書」『県
- 寺文書」『県史』資5)
- (f) 天正七年十月十四日付「越前専修寺真智法儀(f) 天正七年十月十四日付「越前専修寺真智法儀

- 修寺住持職安堵状」(「專修寺文書」『県史』資2) 日付「勧修寺紹可書状」・(同十五年)六月十四十三日付「勧修寺紹可書状」・(同十五年)六月十四十三日付「勧修寺紹可書状」・(同十五年)六月十四同年七月十三年付「証親町天皇綸旨」・
- 文書」『県史』資2) (9)天正十三年九月七日付「堀秀政書状」(「専修寺
- (10) 天正十三年十二月十四日付「専西寺門徒惣代
- (「専修寺文書」『県史』資2)
- 寺宛「佐分利守弘書状」(「専修寺文書」『県史』資2)(12)天正十三年十二月二十三日付慈智院宛・仙福
- 吉次書状」(「專修寺文書」『県史』資2)
- 《4)天正十五年六月十四日付「後陽成天皇綸旨」(「専
- 修寺文書」『県史』資2) 重判物」・同年七月二十日付「勧修寺紹可書状」(「専重判物」・同年七月二十日付「勧修寺紹可書状」(「専
- 修寺文書」『県史』資2)16)(天正十七年カ)九月六日付「青木一矩書状」(「専
- (17)(天正十七年ヵ)十月二日付「林伝右衛門尉書状.

史』資4)
(26)高田専修寺末寺松樹院等申状写(「安養院文書」『県
資5)
(25)「寺屋敷書付覚」(「法雲寺文書」五一・五二号『県史』
文書」『県史』資5)
(24)天正十八年七月日付「豊臣秀吉禁制」(「法雲寺
文書」『県史』 資5)
(2)(天正十八年カ)「越前専修寺言上状案」(「法雲寺
(「法雲寺文書」『県史』資5)
(22)天正十七年十一月廿四日付「豊臣秀吉朱印状写」
修寺文書」『県史』資2)
(21)慶長三年九月付「小早川秀秋諸役免許状」(「専
修寺文書」『真宗史料集成』第四巻)
九日付安養院伝如「松木専光寺屋敷預り状」(「専
院光如「松木専光寺屋敷預り状」・慶安二年三月
寺屋敷預り状」・寛永二年十二月二十二日付安養
(2) 慶長十五年九月四日付安養寺一如「松木専光
請文」(「専修寺文書」『県史』資2)
(1)天正十七年十二月二十七日付「専光寺光如起
修寺文書」『県史』資2)
(18) (天正十七年) 九月十五日付「柴田安定書状」(「専
(「専修寺文書」『県史』 資2)

- 臣秀吉禁制」(「法雲寺
- 鲁」五一·五二号 『県史』
- 状写(「安養院文書」 『県
- (27) 元和五年十月十六日付「聖徳寺真空起請文」(「専
- 修寺文書」『真宗史料集成』第四巻

慶長十六年十一月九日付「後水尾天皇綸旨」(「専

修寺文書」『真宗史料集成』第四巻

- (29)慶長十六年十一月九日付「後水尾天皇口宣案」・ 修寺文書」『真宗史料集成』第四巻) 慶長十六年十一月十五日付「勧修寺光豊書状」・ 元和五年九月十一日付「後水尾天皇口宣案」(「専
- (30)八月朔日付「徳川秀忠御内書」・十月廿九日付 第四卷 「徳川秀忠黒印御内書」(「専修寺文書」『真宗史料集成』

- (31)寬永十年十月二十八日付「越前専修寺言上書」 (「法雲寺文書」『県史』資5
- (32) 寛永十一年閏七月二十日「越前専修寺との対 決覚書」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四巻)、なお、 「空恵」とは「真教」のことであろう。 この「対決覚書」で越前専修寺方として対決した
- (3)「勝鬘寺文書」(『県史』資4)・(「専修寺文書」『真 宗史料集成』第四卷
- (35) 天正十七年十二月二十七日付「専光寺光如起 34) 慶安二年九月二十六日付・慶安五年九月十九 日付「専西寺屋敷関係文書」
- 36 (「専修寺文書」『真宗史料集成』 第四巻 明曆二年三月十日付「越前西光寺帰参起請文」

請文」(「専修寺文書」『県史』資2)

(37) 松原信之所蔵

- 38 類六通」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四巻) 慶安三年十月「越前円光寺門徒出入一件請文
- 39 「専修寺文書」『真宗史料集成』第四巻
- (40)「西方嶺山中百姓等目安案」(「専修寺文書」『真 宗史料集成』第四卷)
- (41)「越前西方領東派寺院言上書案」(「専修寺文書」 案」とあるが、「真教配下坊主衆」ではない。 文書」の文書名では「越前真教配下坊主衆言上書 補遺二四号『真宗史料集成』第四巻)、なお、「専修寺
- (42)「御用諸式目」「卅六畠中専修寺破却事」(『県史)
- (43) 寛文二年十月二十九日付「越前畠中専修寺真 教訴状一件」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四巻)

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

- (4)「法雲寺古系図」(『越廼村誌』史料編
- 45 「法雲寺文書」(『越廼村誌』史料編)
- <u>46</u> 「西応寺文書」(『大野市史』社寺文書編
- 47 『金津町坪江の郷土史』
- 48 『福井県丹生郡誌』
- 49 『諸国江遣状之留』(竜谷大学図書館蔵)
- 50 『清水町史』下巻
- 51 加戸本流院との相論を契機に寛文六年東派へ
- 転派したという(『川西町史』)
- 53 52 『大日本近世史料』諸宗末寺帳上下

「越前国寺庵」(杉原・松原編『越前若狭地誌叢書』

下巻) 解題参照

(名)「松平光通逝去二付高田宗諷経并施物配分覚

弗三節 真智を擁立した越前四か寺

風尾の勝鬘寺(風尾山徳授院

ので、 知られる。 与えており勝鬘寺を如何に重視していたかが 尾勝鬘寺」が見える。 番帳写」に「勝鬘寺」と見えるのが最初のも 十五世紀後期成立と推定される「坂本妙林院 創建かと思われる。しかし、史徴としては、 進状写」が伝来することから、鎌倉末期頃の には正和五年(一三一六)の「尼某山屋敷寄 して大永二年 が起こると、 には真慧秘蔵の「十字名号」を勝鬘寺明真に 延暦寺三塔役者達交名」にも東塔雑掌に「風 て風尾村に勝鬘寺を建立したというが、当寺 長井の斎藤実盛の弟実員が越前今立郡南井村 尾勝鬘寺は、 寛正六年(一四六五)七月の「比叡山 その子実明が発心して唯明と称し 越前専修寺と伊勢専修寺との対立 勝鬘寺は越前専修寺方の一寺と (一五三三)に 『朝倉始末記』によれば 明応三年(一四九四 「勝鬘寺明真」、

> 越前専修寺方の敗訴に終わると、以後、 た。 寺は門徒の殆ど失いながらも伊勢方に帰参し 修寺が再興されると再び越前専修寺末寺と いる。天正三年(一五七五)九月には勝鬘寺 鬘寺明栄請文」とあり、永禄四年 (一五六一)、 ことになった。 て専修寺屋敷地を預けられ、これを管理する 行所において両者の対決により幕府の裁決で なった。しかし、寛永十一年に江戸の寺社奉 なった後、慶長年間に丹生郡畠中村に越前専 に織田信長は禁制を下付してこれを保護し るが、勝鬘寺明秀等は伊勢方帰参を拒否して として活躍した四か寺の筆頭に勝鬘寺が見え 起こした伊勢専修寺に対して、越前専修寺方 伊勢方へ帰参せしめんとして朝倉氏に訴訟を 天文二年 (一五三三) 二月二十三日付に「勝 同十七年に熊坂の越前専修寺が廃寺と 勝鬘

二・兵庫の西光寺

い敗北して高田派寺院が一掃された時、西享元年(一四八七)富樫の乱で一向一揆と戦した智円に始まると伝え、八世智性の時、長した智円に始まると伝え、八世智性の時、長

庫郷に寺基を移したという。 (1) 中村に寺基を移した。 真智が坂井郡熊坂村に越前専修寺を創建する にも西光寺智宣が誓約している。 永禄三年(一五六〇)十月の四か寺の連署状態 約した越前四か寺の中に西光寺真慶が見え、 大永二年(一五三三)八月に真智との師弟を 0 思われ、この時西林坊から旧名に復したらし 雲寺に旧蔵されているから、 世真慧上人が西林坊智照に授けて永正七年 林坊と名を改めて加賀から越前国河口庄兵 転じ兵庫西光寺に寄遇したのは天文末年頃と(⒀) 真智は西林坊の案内で三河国から越前へ居を からも厚く信頼されていたことが知られる。 たという「浄土真宗三国伝来系図」 (一五一〇) 二月廿八日に真智上人へ伝授され 越前専修寺と伊勢専修寺との対立の中で 西光寺も同六年八月七日にその近傍の田 西林坊は両上人 高田専修寺十 永禄元年に が大味法

閏七月に江戸の寺社奉行所にける幕府の裁決丹生郡畠中に越前専修寺を再興、寛永十一年越前専修寺は没落するが、慶長年間、真能が変が死没して真智の血脈が絶えると、熊坂の天正十三年真智が、翌十四年にはその子真

で再び越前専修寺の敗訴が決定すると、隣村の中川村に寺基を移していた西光寺も明暦二年(一六五六)伊勢方へ帰参したものの、兵庫西光寺が寛永五年に連正寺四代源誉随流を庸西光寺が寛永五年に連上寺四代源誉随流を開祖として三国に浄土宗西光寺を分立させると、「田中村百姓共過半走申に付」とあるように、旧門徒は浄土宗に流れて西光寺は多くの門徒を失った。兵庫西光寺の地盤であっくの門徒を失った。兵庫西光寺門徒が五四軒を占む、恐らくこの時、浄土宗へ転宗した門徒とめ、恐らくこの時、浄土宗へ転宗した門徒と考えられる。

・大野の専西寺

には「専西寺」と「北御門専福寺」がみえるが、 東日記」に見える「越前オホノ専光寺」を起 夢とし、三門徒派の中野専照寺末の友江専光 寺や、本願寺派の最勝寺などを田野に分立さ せた後に専西寺と改称したのが、越前専修寺 世真慧の後期、十五世紀後半に成立したと推 世真慧の後期、十五世紀後半に成立したと推 でされる年月日未詳の「坂本妙林院番帳写」 定される年月日未詳の「坂本妙林院番帳写」

勢方の一寺と考えられる。兼専福寺」のことで、専西寺から分立した伊「北御門専福寺」は後に友兼村に移転した「友

対決が行われ幕府の裁決で越前専修寺の敗訴 写」に「屋敷弐反三畝拾歩 四石六斗六升七 はこれを強く拒否し、慶長年間に越前専修寺 り伊勢方の慈智院へ帰参を約したが、専西寺 正十三年十二月、同十九年六月の再度にわた 智を擁立していた越前四か寺は伊勢方に帰属 り、天正三年(一五七五)金森長近が大野城 専西寺」、同年十月には「専西寺真誓」とあ 誓』、永禄三年(一五六〇)九月に「大野中夾 永十一年に江戸の寺社奉行所において両者の 永三年 (一六二六) 九月付大野「寺町名寄帳 が再興されると、再びその末寺となった。寛 するように命じられ、専西寺門徒惣代達も天 死没して真智の血脈が絶えると、これまで真 に、その跡を継職した真空も翌十四年五月に た。越前専修寺住持の真智が天正十三年七月 から城下の寺町蓮光寺の北側に寺基を移転し 下町を経営すると、専西寺は中夾 大永二年 (一五二二) 八月には「専西寺了 専西寺」と記載されている。しかし、寛 (中挟) 村

『若越郷土研究』(福井県郷土誌懇談会)

をなり、畠中にあった越前専修寺屋敷も伊勢 方に没収されると、大野専西寺屋敷も慶安三年(一六五〇)以降大野領主松平但馬守から 伊勢方へ渡された。その後、再度にわたり真 一会として独立を図ったが、伊勢一身田は これを黙認しえず、再び寛文三年(一六六三) 江戸寺社奉行へ提訴し同年三月落着した。真 が、専誉は近江国の分部若狭守嘉高へ遠流と なり、末寺は破却され、長年にわたる伊勢・ なり、末寺は破却され、長年にわたる伊勢・

大野専西寺が最期まで越前専修寺の末寺として行動を共にしたのは、姻戚関係からであった。真能の娘(真教の妹)は専西寺の室、あった。真能の娘(真教の妹)は専西寺の室、真教の娘(専誉の姉)も専西寺信慶の室であったからである。真教・専誉の遠流後、専西寺に寺基を移して真宗仏光寺派に転派した。西に寺基を移して真宗仏光寺派に転派した。西に寺とともに転派した門徒は阿難祖村二三人・人・中村七人・中鋏村一四人・菖蒲池村一三人・大・中村七人・中鋏村一四人・菖蒲池村一三人・大・中村七人・平沢村四人・今井村二三人・大野専西寺が最期まで越前専修寺の末寺と

に取り掛かっている。 元禄八年(一六九五)には西応寺御堂の建設で寺と行動を共にしてきた門徒達であった。

四.新郷の専光寺

郷衆」と見える。天正十一年(一五八三) 寺は完全に分寺したが、 対し同年八月には「専光寺顕如」とあり、両 (一五二二) 三月に「松樹院恵如」とあるのに 坪江下郷の嵩村に寺基を定めた。大永二年 は専光寺から分寺して、伊勢専修寺側となり を推戴すると、これを不服とする松樹院定如 が起こり、 が見える。 者達交名」の西塔雑掌に初めて「新郷専光寺」 年 郷に移し「新郷の専光寺」と呼ばれ、寛正六 のに始まるという。 派へ改派して加賀国江沼郡塔尾に寺基を移し 山専光寺と改号し「松木の専光寺」と称した 真言宗輪興寺願明が浄土真宗に改宗して随応 新郷専光寺」と称し「天文日記」にも「新 (一四六五) 七月の「比叡山延暦寺三塔役 郷の専光寺は、坂井郡春近郷松木村の 越前専修寺と伊勢専修寺との対立 新郷専光寺顕如は越前専修寺真智 その後、 大永五年には本願寺 寺基を河口庄新 溝

> 口秀勝が大聖寺城主になると、その菩提寺と なり城下に移転、慶長三年(一五九八)溝口 れ年間に加賀に戻り慶安元年(一六四八)に 八温泉(加賀市)に移った。なお、加賀専 山代温泉(加賀市)に移った。なお、加賀専 上寺の三国道場は、明暦四年(一六五八)三 月に祐賀へ東本願寺より「開山御影」ととも

慶長三年(一五九八)の太閤検地でも除地と 西今市町境にあり)は伊勢専修寺の有に帰し、 十二月専光寺光如も伊勢方に帰参し、(3) 前専修寺方に残った。天正十七年(一五八九) 寺に「年行事」を立てて、専光寺とともに越 依然として新郷専光寺を支えた門徒達は専光 院など六か寺の末尾には「安養院唯如」が初 て廃寺となった専光寺屋敷 に熊坂の越前専修寺が廃寺となると、 して専光寺より分寺したものと思われるが 正に帰参した専光寺唯如が家吉村に寺基を移 を起こして越前に下向していた伊勢専修寺僧 めて見えるが、当時、越前専修寺に対し訴訟 の「越前国末寺中定書条々」で誓約した本流 永禄四年 (一五六一) 十月、 (旧三国町角屋町 伊勢専修寺宛 同年 やが

た。なるが、以後、廃寺跡地は安養院預けとなっ

五. 阿弥陀寺と長福寺

阿弥陀寺は大永二年(一五二二)六月と同年八月の二度、越前専修寺方の一寺として勝 等明真とともに「阿弥陀寺真証」が誓約し で明本寺名が消えるから廃寺となったのであ のう。寛永十一年(一六三四)の越前専修寺 で専林寺として再興されたのが当寺と考えられるが、延享二年(一七四六)西本願寺派へれるが、延享二年(七四六)西本願寺派へ

福井市史本『朝倉始末記』によれば、「遁 万死得一生」の項で天正二年の越前一向一揆 蜂起の際、坂井郡長畝郷内田に所在したとい う高田派の長福寺が一揆に捕らえられて一命 を失うところ、謀計をもって逃げ延びて行方 知れずになったというが、長福寺の存在は現 知れずになったというが、長福寺の存在は現 年知られていない。なお、寛文三年の「越前 を明られていない。なお、寛文三年の「越前 を実高等が一揆に捕らえられて一命 を実っところ、謀計をもって逃げ延びて行方 を実っところ、謀計をもって逃げ延びて行方 を実っところ、謀計をもって逃げ延びて行方 を実っというが、長福寺の存在は現 松原 真宗高田派寺院の越前における盛衰

は不明である。
は不明である。
は不明である。

注記

- (1) 年未詳「専修寺文書」『県史2』
- (2)「専修寺文書」『県史2』

(3) 明応三年十一月十一日「真慧筆 十字名号裏

書」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四巻)

- 真等連署請文」,同年八月九日付「勝鬘寺明真請文」鬘寺明真連署請文」,同年八月九日付「勝鬘寺明(4)(大永二年)六月十九日付「「阿弥陀寺真証・勝
- (5)「専修寺文書」『県史2』

(「専修寺文書」 『県史2』)

- 修寺文書」『県史2』) (6)(永禄三)九月付「高田専修寺雑掌書状案」(「専
- (7)(永禄三)十月二十日付「勝鬘寺明秀連署書状」

(「専修寺文書」『県史2』)

- (8) 天正三年九月付「織田信長禁制」(「勝鬘寺文書」
- (9) 寛永十一年閏七月二十日「越前専修寺との対
- (10)「勝鬘寺文書」(『県史』4)・「専修寺文書」(『真

宗史料集成』第四巻)

- (11) 仏原山西光寺由緒書 (西光寺蔵)
- 新郷静治家蔵『朝倉始末記』
- てくこうしました「养養・月夏を『専修寺史要』(高田専修寺編)

14 13 12

- (「専修寺文書」『県史2』) 4) 大永二年八月九日付「勝鬘寺明真等連署請文」
- (15) 前出の注 (7) 参照。
- (16) 『坂井郡誌』 西光寺の項
- 明曆二年三月十日付「越前西光寺帰参起請文」

(「専修寺文書」『真宗史料集成』 第四巻)

17

- (19)「三河念仏相承日記」(「専修寺文書」『真宗史料集書状」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四巻)
- 成』第一巻)
- (20)「専修寺文書」(『県史』資2)
- 修寺文書」『県史』資2)
 (21) 大永二年八月十七日付「専西寺了誓請文案」(「専
- (22) 前出の注(6)参照。
- (23) 前出の注 (7) 参照。
- 等連署請書」(「專修寺文書」『県史』資2)
- 文」(「專修寺文書」『県史』資2)
- (26)「大野領寺社記并雑記」(杉原·松原共編『越前若

狭地誌叢書 下』)

- 日付「専西寺屋敷関係文書」 (27) 慶安二年九月二十六日付·慶安五年九月十九
- (28)「御用諸式目」「卅六 畠中専修寺破却事」(『県

史 3)

29)「法雲寺古系図」(「法雲寺文書」『越廼村誌史料編)

(30)「隠居扶持定ニ付連判証文」(「西応寺文書」『大

- 野市史』社寺文書編)
- 野市史』社寺文書編) 野市史』社寺文書編)
- (32) 前出の注(2)参照。
- (3) (大永二年) 三月十三日付「松樹院恵如等連署
- 書状」(「専修寺文書」 『県史2』)
- (34) 平凡社刊『石川県の地名』「山代温泉専光寺」
- の項。
- (35)「申物帳」・「智敬寺記録」。
- 末寺中定書条々」(「専修寺文書」『県史2』) (36) 永禄四年(一五六一)十月二十八日付「越前国
- (37) 前出の注(7) 参照。
- (38) 専光寺光如は「安養院系図」では安養院唯如
- の二代目になっている。
- 請文」(「專修寺文書」『県史2』)
- (40) 前出の注(4) 参照。

41 『福井県坂井郡誌』

42 明曆二~寬文三年「越前専修寺真教訴訟落着

第四節 越前真智方より分寺した伊勢方寺院

こり、 (一五二二) 三月には「松樹院恵如」、 年 坪江下郷の嵩村に寺基を定めた。永正十五 は、 顕如」とあって両寺は完全に分寺していた。 時に大永二年八月の専修寺文書にも「専光寺 の専修寺文書にも「松樹院恵如」とあり、同 推戴すると、これを不服とする松樹院定如 れた。越前専修寺と伊勢専修寺との対立が起 河口庄新郷に移すと「新郷の専光寺」と呼ば が浄土真宗に改宗して随応山専光寺と改号 坂 永禄四年(一五六一)十月、伊勢専修寺宛 「松木の専光寺」と称し、その後、 (一五一八) に「松樹院定如」、大永二年 越前国末寺中定書条々」 専光寺から分寺して伊勢専修寺側となり 《井郡春近郷松木村の真言宗輪興寺願明 新郷専光寺顕如が越前専修寺真智を 新郷専光寺より分寺した松樹院・安養院 で誓約した本流 同五年 寺基を

> 禄五年(一五九六)に死去している。 を起こして越前に下向していた伊勢専修寺僧 安養院の祖とするのはこのためで、 テ安養院ト云院称賜ル」とあるから、 養院系図に「御讃ニ往生安養国ト有ル文ニ依 して専光寺より分寺したものと思われる。安 正に帰参した専光寺唯如が家吉村に寺基を移 めて見えるが、当時、 越前専修寺に対し訴訟 唯如は文 唯如を

> > は

なっている。 ・ が、 寺となった専光寺屋敷 吉村・金屋村・牛山村三か村の庄屋預かりと が、慶安五年、 (一六四九) 三月に安養寺伝如に預けられた (一六二五) 十二月には安養院光如、 三年(一五九八)の太閤検地では除地となる 町境にあり)は、伊勢専修寺の有に帰し慶長 と、専光寺光如は伊勢方へ帰参し、やがて廃 (一五八九) に熊坂の越前専修寺が廃寺となる 立てて越前専修寺側に残ったが、天正十七年 新郷専光寺を支えた門徒達は「年行事」を 同十五年九月に安養院一如、寛永二年 承応二年(一六五三)には家 (旧三国町角屋町西今市 慶安二年

= 専西寺より分寺した友兼村専福寺・

う。 にも「専福寺真勝」とあるが、この専福寺は (8) あろう。 住職名から考えて北庄仙福寺のことであろ に「専福寺真勝」、大永二年(一五二二)三月 兼専福寺」と称した。永正十五年(一五一八) (一五六九)の「宝慶寺寺領目録」 れる年月日未詳の「坂本妙林院番帳写」に 福寺は、十五世紀後半に成立したと推定さ 福寺」とあるから、後に友兼村に移転して「友 「同民部卿顕心」とあるのが友兼村専福寺で 伊勢方の一寺として専西寺より分寺した専 「北御門専福寺」がみえるが、永禄十二年 同五年の専修寺文書に「大野専福寺顕誓」 に「友包専

が、 四か寺は伊勢方に帰属するように命じられた 徒惣代達は天正十三年十二月、 正十四年五月以後、 くは友兼村専福寺へ帰参したものと思われ ているが、 の再度にわたり伊勢方の慈智院へ帰参を約し 越前専修寺住持の真智・真空が死没した天 専西寺はこれを拒否、しかし、 恐らく専西寺を離れた門徒達の多 真智を擁立していた越前 同十九年六月 専西寺門

院など六か寺の末尾には

「安養院唯如

」が初

松原 真宗高田派寺院の越前における盛衰

は天和二年(一六八二)の百か寺騒動で西派 判起請文を交わして本願寺東派へ転派して御 嫡子刑部卿(顕貞)を擁立して二十七人が血 強く拒否し、寛永二十年六月、友兼専福寺の 寺はすべて伊勢方へ帰参するように命じられ 年閏七月に江戸の寺社奉行所において両者 を逐一言上し主張している。しかし、翌十一 れると、友兼専福寺も一旦越前専修寺へ帰参 る。 へ転派した。 給村に専福寺を分寺したが、その後、専福寺 た。ところが、専福寺の門徒の一部はこれを 訴に終わると、越前における畠中専修寺の末 の対決が行われ幕府の裁決は越前専修寺の敗 の両寺は松平忠昌に対し越前専修寺の正統性 したらしく、寛永十年十月、西光寺・専福寺 しかし、 慶長年間に越前専修寺が再興さ

- (1)「松樹院系図」(松樹院文書)
- (2)「専修寺文書」『県史2』
- (3) 永正十五年七月二十三日付「高田専修寺越前 国末寺連署法度」(「専修寺文書」『県史2』)
- (4) (大永二年) 三月十三日付「松樹院恵如等連署

書状」(「専修寺文書」『県史2』)

- (5) 大永五年五月二十六日付「松樹院恵如等連署 請文」(「専修寺文書」『県史2』)
- (6) 永禄四年(一五六一) 十月二十八日付 末寺中定書条々」(「専修寺文書」『県史2』) 「越前国
- (7)「安養院系図」安養院蔵
- (8)(永禄三)十月二十日付「勝鬘寺明秀連署書状. (「専修寺文書」『県史2』)
- 9 の二代目になっている。 専光寺光如は、「安養院系図」では安養院唯如
- (1) 天正十七年十二月二十七日付「専光寺光如起 請文」(「専修寺文書」『県史2』)
- (11)慶長十五年(一六一〇)九月四日付「松木専光 寺屋敷預り状」(「専修寺文書」『県史2』)
- 12 預り状」(「専修寺文書」『県史2』) 寛永二年十二月二十二日付「松木専光寺屋敷
- (13) 慶安二年三月九日付「松木専光寺屋敷預り状 (「専修寺文書」『真宗史料集成』 第四
- (14)慶安五年九月十九日「専西寺・専光寺屋敷預 り状」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四 り一件」・承応二年十月十九日付「専光寺屋敷預
- 15 「専修寺文書」(『県史』資2)
- 〔16〕永禄十二年六月十六日付「宝慶寺寺領目録」(「宝 慶寺文書」『県史』 資7

- 18 17 前出の注 前出の注
- 19 前出の注 (5)参照

(4) 参照。 (3)参照。

- 20 等連署請書」(「専修寺文書」『県史』資2 天正十三年十二月十四日付「専西寺門徒惣代
- 21 文」(「専修寺文書」『県史』資2) 天正十九年六月十四日付 「専西寺門徒等起請
- (22)寛永十年十月二十八日付「越前専修寺言上書」 (「専修寺文書」 『真宗史料集成』 第四巻
- 決覚書」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四巻 寛永十一年閏七月二十日「越前専修寺との対
- 24 専福寺文書『大野市史』社寺文書編 寛永二十年六月廿七日付「血判起請文」(御給

第五節 越前における伊勢方の高田派寺院

加戸円福寺と小和田本流院

が見え、 聖蹟拠点ともなった。十五世紀後期成立と推 え、後に加戸へ寺基を移すと、高田派布教の 氏慈道が真宗に帰依して慶良と改名したと伝 定される「坂本妙林院番帳写」に「円福寺」 加戸円福寺は三国湊にあった律宗の僧、 「高田専修寺越前国末寺連署法度」にも 永正十五年 (一五一八) 七月二十三

幡村 から、 孝は高田専修寺十世真慧の甥と云われること 史徴であろう。 る伊勢方布教の根本道場となった。 が円福寺に入寺して本流院と改称したが、真 「円福寺真円」と見えるのが円福寺の唯一の (福井市川西地区)から小和田本流院真孝 以後「連枝格寺院」として越前におけ その後無住となったため、小

請文」には七か寺の連署状の筆頭に「本流院 年 (一六五〇) の「越前円光寺門徒出入一件 内室は朝倉義景の母光徳院・堀江景忠ととも 委細書」には、本流院真孝の遷座は永禄十年 見えないから、 に若狭武田氏の娘で三姉妹であった。慶安三 七月とする。『朝倉始末記』によれば真孝の たのは天文頃であろうか。但し「勝林寺由緒 に六か寺の有力寺院が連署していて円福寺は 前国末寺中定書条々」には本流院真孝を筆頭 永禄四年(一五六一)十月二十八日付 が連署している。 本流院真孝が円福寺へ入寺し 一越

小幡勝林寺と加戸常楽寺

真孝が永禄十年 (一五六七) 幡村 (福井市: 川西地区) 七月に円福寺へ の小和田

お、

譜書」には見えない。 空書状」が伝来するが、「如空」は「歴代系 徒を支配した。なお、「青岸寺老僧坐御免之 儀」に就いての年未詳四月二日付「勝林寺如 して小和田山勝林寺を建置し、 遷座した後、 跡地には真孝の弟、 旧本流院の門 真養が住持

方として永正十五年(一五一八)七月、 寺中定書条々』で誓約した本流院など六か寺 (一五六二) 十月、 寺文書にも「常楽寺真願」とあり、 二年(一五二二)三月、 よりも古く十五世紀後期以前には成立してい 転宗したものであろう。 た。恐らく高田専修寺十世真慧の布教により 記』には常楽寺を智円の開基とするが、これ に位置したための通称であろう。『朝倉始末 を定めた常楽寺のことで、 成立と推定される「坂本妙林院番帳写」に 加戸西坊」とあるのは、 有力寺院中には 高田専修寺十世真慧の晩年、 伊勢専修寺宛の 「常楽寺智円」が見える。 同五年五月の各専修 常楽寺は伊勢専修寺 坂井郡加戸に寺基 加戸円福寺の西側 十五世紀後期 「越前国末 永禄四年 大永

Ξ 折立称名寺・正行寺

賀・越中・三河・ を開祖とするのはこのためで、 の橋立真宗寺などが佐々木盛綱 ける高田系の寺院の北庄専福寺や本願寺派 伝承とが結び付きながら、 とされる。つまり、この法善と佐々木盛綱の 康楽寺や正行寺などの寺院形成に関係がある 弟で常陸 楽寺・松本正行寺の寺祖法善坊は、親鸞の直 実的には親鸞とは無関係であり、千葉乗隆著 とは二十二歳年長で法名も西念と称して、 云う。佐々木盛綱は鎌倉初期の武将で、 帰依して改宗し、坂北郡木部庄、 建長元年(一二四九)高田専修寺三世顕智に 末期の佐々木三郎盛綱 荘田数諸済等帳案』に 播していったものと考えられるが、 木盛綱と関連する寺伝を持つ信州の塩崎 の「信濃真宗寺院成立の系譜」によると、佐 郡岡保庄西谷を経て折立に一字を建立したと 折立称名寺の寺伝によれば、 永享十二年 (茨城県) (一四四〇) 信濃の広範囲にわたる。 北郡の住人の法善門下が 「紙山保折立郷 (法善坊光実) と伝え、 東海、 0) 越前を始め加 (法善坊光実 開基を鎌倉 越前国 北陸へと伝 次いで吉田 越前にお の康 史

松原

真宗高田派寺院の越前における盛衰

· でうう。 に見える「太子堂」こそ当寺と関係がありそ

誓約した本流院など六か寺の中に「折立称名 伊勢専修寺宛の「越前国末寺中定書条々」で 月に「称名寺恵慶」、永禄四年(一五六一)十月、 称名寺恵慶」・「南称名寺顕祐」、大永五年六 称名寺顕祐』、大永二年(一五二二)三月にも「北 十五年(一五一八)に「北称名寺恵慶」・「南 坊称名寺」の他「折立南坊」が見え、永正 日未詳の「坂本妙林院番帳写」には「折立北 真慧時代の後期に成立したと推定される年月 北坊称名寺御房」宛書状が当寺に伝来する。 したが、この時布教に来越した真慧の「折立 布教に乗り出し越前各所に高田派寺院を確保 吉崎を中心とする北陸一帯の教化に対抗 文明三年(一四七一)の本願寺八世蓮如 下野高田専修寺十世真慧も本格的に越前 が見える。 0

将の大野郡の領主金森長近から安堵され、折谷村以下七か村の本願寺門徒に転派した芦見谷の皿里徳寺ら三か寺の門徒に転派した芦見谷の皿里徳寺ら三か寺の門徒に転派した芦見谷の皿の様へ対抗している中で、高田派の称名寺・

室町末期に南称名寺が坂井郡黒目村へ寺基を移した後、その跡地には折立称名寺の与力を移した後、その跡地には折立称名寺の与力としての下寺正林坊を置いたが、延宝二年(一七四)に寺号を得て正林坊は正行寺となった。しかし、元禄十三年(一七〇〇)廃すとなり、正徳三年(一七一三)西河原村に専となり、正徳三年(一七一三)西河原村に真宗大谷派の願重坊を再興すると、正行寺は黒目称名寺の掛所として再興されるが、明治二十九年(一八九六)水害のため西天田へ移っていた。

四.黒目称名寺

称名寺も室町末年頃には坂井郡米納津村へ、 年月日未詳の「坂本妙林院番帳写」には「折 立北坊称名寺」と「折立南坊」が見えて、す 立北坊称名寺」と「折立南坊」が見えて、す 正十五年(一五一八)に「北称名寺恵慶」に 正十五年(一五一八)に「北称名寺恵慶」に 正十五年(一五一八)に「北称名寺恵慶」に 正十五年(一五一八)に「北称名寺恵慶」に が見えて、す が見えて、す が見えて、高田専修寺

> は で を移したが、風砂の害のため近世初期に現在 地に移転して「黒目称名寺」と称した。天 地に移転して「黒目称名寺」と称した。天 大将の下間筑後法橋頼照は加賀へ逃れようと 大将の下間筑後法橋頼照は加賀へ逃れようと 大将の下間筑後法橋頼照は加賀へ逃れようと 大将の下間筑後法橋頼照は加賀へ逃れようと とて下野村の称名寺門徒に討ち取られ、この はて下野村の称名寺門徒に討ち取られ、この とでいて黒田村(旧三国町)の海岸寄りに寺基 次いで黒田村(旧三国町)の海岸寄りに寺基

五. 聖徳寺

た。

聖徳寺蔵の聖徳太子立像の頭部内から発見 と推定される年月日未詳の「坂本妙林院番帳 とは確実である。 立」とあり、 された墨付けに「嘉暦四年(一三二九)三月 玉 円福道場に滞在した際に帰依し、 創建で、その子義種は専修寺三世顕智が 十三日、願主西妙により高塔大仏師により浩 に現地の河内 聖徳寺は相模国の土屋義清 (旧武生市)、後に下池田松ケ谷移り、 願主西妙が当寺の開基であるこ (旧美山町) に移ったと伝える。 真慧時代の後期に成立した (法名西妙) 当初は村 加 0

(3) に「聖徳寺」が見え、永正十五年(一五一八)写」に「聖徳寺真専」、大永五年六月に「聖徳寺真空」を元の「越前国末寺中定書条々」で誓約した本流院など六か寺の中に「聖徳寺教西」が見える。寺家に光照寺がある。

八. 仙福寺

紀中頃と考えられる。 場中頃と考えられる。 他福寺は佐々木高綱の子、壬生丸(顕恵と 号すが、『朝倉始末記』では高範と記す)が建長 一て改宗したとするが、寺伝などが折立称名 市教の拠点として分寺したものと思われ、分 布教の拠点として分寺したものと思われ、分 本教の拠点として分寺したものと思われ、分

見える。『朝倉始末記』によれば、天正二年次、八年(一五二二)三月にも「専福寺真慶」が流院など六か寺の中に「北庄専福寺真慶」が、永禄四年(一五二二)三月にも「専福寺真勝」、永正十五年(一五二八)に「専福寺真勝」、永正十五年(一五一八)に「専福寺真勝」、

う。 た。 場仙福寺真海」が見え、 年 (一六五〇) の が仙福寺を攻撃した際、 (一五七四) 正月二十八日、 に寄進された仙福寺の除地であろう。慶安三 付』の「弐反余北庄立屋」は越前畠中専修寺 に使者を送って一揆には加わらなかったとい を人質として一揆と和談したが、信長へ密か (仙福寺)・しんかう松木」などの「寺屋敷書 法雲寺に伝来する「くま坂・北庄立屋 「御開山様預り状」には「石 伊勢専修寺に所属し 住職慧玄は末子蔵人 本覚寺ら一 向 一揆

七.法光寺

時代に伊勢専修寺派に帰属したものと思われ時代に伊勢専修寺派に帰属したものと思われる。海上宗法興寺寺より分寺したと考えられる。海土宗法興寺たとされ、法光寺は田治島村に北隣する岩倉をとされ、法光寺は田治島村に北隣する岩倉る。岩倉も田治島も中世の田治庄内だから「箕る。岩倉も田治島も中世の田治庄内だから「箕方」も「三橋」も同一地籍であり、両寺ともおの音が同じだから、法光寺は浄土宗西山派の三橋山法興等名の音が同じだから、法光寺は浄土宗西山派の三橋山法興等より分寺したことは明らかで、真慧時代に伊勢専修寺派に帰属したものと思われ

移した。 正三年 (一五七五) に北庄 家臣の病気治療に当たり、 朝倉孝景(宗淳)とも親交が厚く、 繁栄し、中興の祖といわれる正孝 法興を開祖とする法興寺は、 の浄土宗西山派の浄音法興が越前府中にお れていたことから、寺の一室を養生所として て最初に浄土宗布教を行った僧とされ、この 浄土宗法興寺は、 文永八年(一二七一) (福井市) に寺基を 朝倉氏滅亡後の天 特に朝倉時代に (融国) は 医術に優 寂

真慧時代の後期に成立したと推定される年月日未詳の「坂本妙林院番帳写」に「宝光寺唯真」、大永五年六月にも「宝光寺唯真」と見えるが、天文六年(一五二八)に「宝光寺唯真」と見えるが、天文六年(一五三七)
一五六〇)二月に権僧都に任官し、六月、幕府より高田専修寺住持職并諸末寺の安堵を保府より高田専修寺住持職并諸末寺の安堵を保府より高田専修寺住持職が諸末寺の安堵を保存より高田専修寺住持職が諸末寺の安堵を保存より高田専修寺は持職が諸末寺の安堵を保存より高田専修寺は持職が諸末寺の安堵を保存より高田専修寺は大の後期に成立したと推定されると、これを製造した。この提訴に伊勢方の雑掌として越前でした。この提訴に伊勢方の雑掌として越前でした。この提訴に伊勢方の雑掌として越前でした。この提訴に伊勢方の雑掌として越前でした。この提訴に伊勢方の雑掌として越前で

松原	
真宗高田派寺院の越前における盛	
交	

に (46) (46)		_
活躍したのか箕手法光寺であった。承応三年	請文」(「専修寺文書」『県史2』)	(30) 県史』資14
(一六五四)の「寺号衣座入御免請状」には	(13)永禄四年(一五六一)十月二十八日付「越前国	(31) 前出の注(1)
「法光寺秀如」が見える。文化七年 (一八一〇)	末寺中定書条々」(「専修寺文書」『県史2』)	(32) 前出の注(2)
岩倉村から栃泉村赤坂に移転し、赤坂法光寺	(14)「天理図書館所蔵文書」(『県史』資2)	(33) 前出の注(20)
と呼ばれた。	(15)『真宗史の研究』(宮崎博士還暦記念会刊)	(34) 前出の注(13)

1

- (2) 永正十五年七月二十三日付「高田専修寺越前
- (3)「専修寺文書」『県史2』
- (4) 福井市小幡町勝林寺蔵
- (5) 慶安三年十月十四日付「越前円光寺門徒出入 一件請文」(「専修寺文書」『真宗史料集成』第四巻)
- 細書」(福井市小幡町勝林寺蔵)
- (7) 年未詳四月二日付「勝林寺如空書状」(「専修寺 文書」『真宗史料集成』第四巻)
- (8) 福井市小幡町勝林寺蔵
- (9) 年未詳「専修寺文書」『県史2』
- (10) 前出の注(2)
- (11)(大永二年)三月十三日付「松樹院恵如等連署
- 書状」(「専修寺文書」『県史2』)
- (12)大永五年五月二十六日付「松樹院恵如等連署

- 年未詳「専修寺文書」『県史2』
- 国末寺連署法度」(「専修寺文書」『県史2』)

- (6) 文政十三年(一八三〇) 四月付「勝林寺由緒委
- 郡福居本瑞寺の役僧の願重寺順正に寛文十三年
- 転したものであろう。

(25) 『足羽郡誌』後編

- 26 前出の注(1)
- 27 前出の注(2)
- 28 前出の注(11
- 29

「称名寺文書」(『県史』資4)

- <u>16</u> 「称名寺文書」(『県史』7)
- (17)「専修寺文書」『県史2』
- 18 前出の注(2)
- 19 前出の注(11
- 20 大永五年六月七日付「聖徳寺真西等連署請文」
- (「専修寺文書」『県史2』)
- 21 前出の注(13)
- (22)「称名寺文書」(『県史』7)
- 23 [大野郡誌]
- (24)「申物帳」(大谷大学図書館蔵)によれば、足羽
- (一六七三) 三月二十六日に木仏が下付されたが、
- その後廃寺となった願重寺の寺号は西河原村へ移
 - 45 前出の注 (20)

- (47)承応三年八月十三日付「寺号衣座入御免請状」
- (「専修寺文書」『真宗史料集成』)

- 修寺文書」『真宗史料集成』 第四巻) 元和五年十月十六日付「聖徳寺真空起請文」(「専
- 36 前出の注(2)
- 37 前出の注 (11)
- 38 前出の注(13)
- 39 「法雲寺文書」51号・52号 『越廼村誌』史料編
- 40 慶安三年閏十月二十八日付「御開山様預り状
- (「専修寺文書」 『真宗史料集成』 第四巻)
- 41 『日本仏教史』第二巻):『福井県史』第一冊
- <u>42</u> 「養性室記」(幻雲文集)

43

「専修寺文書」 『県史2』

- 44 前出の注(2) 『県史2.
- (46)「高田専修寺雑掌書状案」(「専修寺文書」『県史』